

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年12月17日（金）午前10時 議場

出席委員（26名）

（委員長）門脇 一 男	（副委員長）安 田 篤		
安 達 卓 是	石 橋 佳 枝	伊 藤 ひろえ	稲 田 清
今 城 雅 子	岩 崎 康 朗	遠 藤 通	岡 田 啓 介
岡 村 英 治	奥 岩 浩 基	尾 沢 三 夫	国 頭 靖
田 村 謙 介	土 光 均	戸 田 隆 次	中 田 利 幸
西 川 章 三	前 原 茂	又 野 史 朗	三 鴨 秀 文
森 谷 司	矢 倉 強	矢 田 貝 香 織	渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【総務部】辻部長

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員

【総合政策部】八幡部長

【市民生活部】永瀬部長

【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長

【こども総本部】景山部長

【経済部】杉村部長

【都市整備部】隠樹部長

【下水道部】下関部長

【淀江支所・淀江振興本部】橋井支所長兼本部長

【教育委員会事務局】松田局長兼こども政策課長

【水道局】朝妻局長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐

傍聴者

報道機関 なし 一般 なし

審査事件

議案第116号 令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第10回） [原案可決]

議案第117号 令和3年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第1回）
[原案可決]

議案第118号 令和3年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第3回）
[原案可決]

議案第119号 令和3年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1回）
[原案可決]

議案第120号 令和3年度米子市水道事業会計補正予算（補正第1回） [原案可決]

議案第121号 令和3年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第2回） [原案可決]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

**○門脇委員長** ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案第116号から議案第121号までの6件を、一括して議題といたします。

6件の議案については、各分科会長から特段報告すべき事項はなかったとの報告を受けております。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、又野委員。

**○又野委員**（登壇） おはようございます。日本共産党米子市議団の又野史朗です。私は議案第116号、令和3年度米子市一般会計補正予算補正第10回に反対し、否決するよう求めて討論いたします。

その理由は、債務負担行為の米子駅南北自由通路等整備事業に係る工事請負費及び米子駅南北自由通路等整備事業に伴う移転補償費において、事業費の増額が含まれているからです。この事業費の増額の理由については、くい打ち工法の変更、人件費、建設資材等の上昇、減耗費、JRへの公共補償の追加などが挙げられていますが、もともとこの米子駅南北自由通路等整備事業は事業費が高いのではないかと、JRへの補償費が高いのではないかなど、市民の間でも議論になり、なかなか前に進まなかった事業です。そして、ようやく約63億円という費用で着工されることになったわけです。工事費や補償費を抑え、市民の皆さんにも納得してもらえるような金額にしたものを、今回、約13億円も増額するという点については、再度、市民の皆さんにも納得していただく必要があると考えます。一旦工事を中断してでも、今回の増額の内容について広く市民に対して十分に情報提供し、市民的な議論を得てから判断すべきであると考えます。

また、本来、詳細設計に基づいて協定を結ぶべきであったが、事業を早く進めようと予備設計で始めてしまったのではないかと話もありました。以前より軟弱地盤が指摘されていたにもかかわらず、予備設計に基づいて着工したため、今回、くい打ち工法の変更となってしまったこと、そして、減耗費についても、本来であれば米子市とJRが協定を結ぶときに取扱いを決めておかなければならなかったが、事業がなかなか進まず、早く何とかしたいという思いから十分な協議をせず継続協議としてしまったこと、これらは反省すべき点であったということでした。ただ、本気で反省すべきであると考えているのであれば、なぜそのようなことが起きたのかをはっきりさせ、今後に生かすことが大事になります。

これだけの大きな事業です。担当部署の問題ではありません。何がそのようにさせたのかも含めて、やはり先ほども述べたように、市民的な議論を得てから工法変更の経過、減耗費の取扱いについて判断することが大事なのではないでしょうか。

これらの理由により、同補正予算案については反対いたします。

以上で討論を終わります。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

**○門脇委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員**（登壇） 私は、議案第116号、令和3年度米子市一般会計補正予算補正第10回について、反対の立場から討論します。

この中に米子駅南北自由通路等整備事業に係る債務負担行為の補正が入っています。工事費の増額に関しては、先ほど又野委員が述べたように様々な問題を抱えていると私も思っています。今回、この場で討論したいのは、これに伴って費用便益費の計算、これに非常に私は問題があるということを指摘します。

まず工事費、現行が63億。今回の修正で13億の増額、変更後が約77億。21%工事費が増えています。もともとの現行事業の費用便益費は1.04でした。通常で考えると工事費がこんなに伸びると、当然、費用便益費は変わる。1以下になる可能性もあると普通は考えます。ところが、今回の当局の説明資料によると、費用便益費1.04ではなくて、1.59という数値が出されています。つまり、工事費も増えたけど便益費も増えたという説明です。便益費、いくら増えたかという、これまで54億とされてきました。54億です。これが今回、便益費、様々な要因を考えて最終的に計算すると54億が128億、なんと倍以上になっています。新たに生まれた便益費は74億です。それをもって、費用便益費が1.59という数値を出しています。

なぜこんなに便益費が今回増えたのか、その増加要因は当局の説明によるとこういう理由です。これまで南口整備に伴う周辺道路渋滞の緩和、これは算定しなかった。今回は新たにこれを算定すると、74億便益費が生まれたということでした。この周辺道路渋滞緩和というのは要因としては3つあります。1つは走行時間短縮、これによって便益が生まれる。もう1つは走行経費、つまりガソリン、燃料費云々だと思います。走行経費が減少する。もう1つは交通事故の減少。これの便益を計算しています。ただ、BバイCのこの費用便益費の内訳を見ると、この3つのうち、ほとんどは走行時間短縮が占めています。74億のほとんどは走行時間短縮による便益だという説明です。

じゃあ、周辺道路、どの部分が走行時間短縮されたのか。南口から改札に行くことによって、これまでは北口に行っていた車が一定程度南口に行く。だから、周辺道路、これが渋滞緩和される。この周辺道路のうち、全部で2路線ありますが、特にこの費用便益費74億のほとんどを生み出している渋滞緩和の路線はどこかという、米子広瀬線。これは具体的には米子駅から西部総合事務所、そこの横に走っている線、あの路線が大幅に渋滞緩和される。それ以外の路線もありますが、そこはほとんど便益費は微々たるものです。米子駅から西部総合事務所、あの間渋滞、つまり走行にかかる時間が軽減される。それをルールに従って便益計算すると74億に近い値、ほぼ大半を占める、そういった説明です。なぜ、あそこだけそんなに便益が出るのか。内訳を見るとこういう理由でした。現状、米子駅から西部総合事務所、あの4車線道路、車の流れ、いわゆる車が走れる平均の速度、旅行速度というふうに交通量の調査で言われていますが、これは平均が、平均というのは昼間の12時間の平均の時間が車の流れる速度が5.2キロという数値を使っています。5.2キロというと歩いている速度、ほぼ毎時4キロですから、ちょっと早歩き、あその道、これ平均の値です。平均で車の流れが時速5.2キロ。平均ということはもっと低い時もある。もっと高い時もある。そんなのは皆さん、あの道よく通っていると思います。

あり得ない数字です。この旅行速度5.2キロにするために、米子駅から西部総合事務所、起点、終点かかる時間が8.5分、あの間8.5分平均でかかるという前提で、便益計算をしています。この数値、常識的に考えてあり得ない数字です。ただ、これは、先の委員会でもそういった質問が出て、出所ははっきりしています。国土交通省が行っている平成27年交通センサス、これによればちゃんとその数値がその中にあります。これを拾ってきちんと計算している。だから問題はない。実際、先日の委員会でも5.2キロという数値、それからそういったことは実際あり得ないという実感。その指摘に対して担当の部長はこういう答弁をしました。「これは国土交通省が行って、よく交差点に人が立ってやっておられるのを見られたことがあると思うんですけども、あれでして、かなり大規模に、時間も長時間かけて調査をしておられます。このたびの調査につきましては、昼間におきまして、12時間という時間帯の平均値を取っておりますので、非常に混雑している時間帯もあれば、確かにすいている時間帯もあるという具合に思いますけども、それらの状況の数値の平均値というものを取って旅行速度等々を抽出しておりますので、これにつきましては、現時点ではかなり正確なものであるという具合に我々は認識しておる」というふうに答弁しました。あの路線、平均が5.2キロ、実際そうだったらほとんどあそこは渋滞が目に見える形のはずです。でも、現実はそのではありません。でも、やはり国交省の交通センサスでは5.2キロという数値があります。部長は、今述べたように答弁しています。この認識は誤っています。なぜかという、あの路線、米子駅から西部総合事務所、あのかの間の旅行速度、これは5.2キロという数値がありますが、あれは実測値ではありません。実際に車をいろんな時間帯走らせて、本当にどのくらいの時間がかかるか、どのくらいの速度で移動できるか、そういった実測値から出したものではない。これは、この調査をした担当課に私は聞き取りして確認しました。これ実測値ではないです。じゃあなぜ5.2キロみたいな現実と乖離している数値が出るのか。このように測定しています。あの区間は、今ほとんどの車、カーナビありますよね。民間のカーナビ、あのデータを基に旅行速度、平均速度、走行時間、かかる時間、これを算出したものということです。そうすると具体的には、カーナビで例えば米子駅から西部総合事務所に移動する場合、カーナビで米子駅の起点、ここで時刻が当然分かります。移動して最終的に西部総合事務所、国道181号線の信号のところでの位置、時刻分かります。だからこの間どのくらい時間がかかったか分かります。そういった測定方法、そういった算出で5.2が出ています。

じゃあ、なぜそういうふうに、全く架空の過程ではなくて、ある意味で実測値と言えないこともない、そういう測定方法で、なぜ現実と乖離した数値が出るのか、これはもう聞いてみました。担当課はこういう可能性があると言いました。例えば、あの間、郵便局があります。コンビニがあります。銀行もあります。例えば、米子駅起点、カーナビの時刻が記録されます。途中で郵便局に寄ります。米子市からだったら銀行に寄ります。コンビニ寄ります。少しそこで1、2分時間を費やします。そうして最終的に終点に行きます。そうすると、カーナビはその立ち寄った時間も含めて走行時間とみなすわけです。そういった形でのデータなので、現実には交通センサスに載っている数値と現実の実態とが乖離している、そういう可能性はあり得るというふうに言いました。私も、そういった理由で現実と交通センサスの数値、これが乖離しているのではないかと思います。これ実際、この国土交通省のある意味で取扱説明書です。注意書きでこう書いています。「区間によっては、

推定値が実態と乖離している可能性があるため、使用にあたっては留意する必要がある」。ちゃんとこういうふうに記述しています。だから、当然こういったデータを使って計算する、それは当然、私は否定しません。でも、あまりにも数値が現実と乖離している場合は、やはり直接調査をして確かめるべきです。それをせずにそういったことをそのままにしておいて、あそこの平均、旅行速度5.2キロ、その結果、費用便益を計算したら70億近くの数値が出る。こういった説明でこの補正をやるというのは不適切だと思います。

このようなある意味で架空の数値、つまり便益、架空の数値で説明している今回の米子駅南北自由通路等整備事業に係る債務負担行為の補正、これは私は取り下げべきだと思います。再度きちっと現実に即した便益を計算し直して、それから当然工事費の増額に関してもきちっといろんな疑問に答えて、そして改めて議会に対し、つまり市民に対してそういった情報を提供して判断を仰ぐべきだと思います。こういったことがあるのに、あくまでもこのような架空の数値での説明を維持し続けて、予算承認を求める、そういったのは、私は言わば、行政による市民に対する便益あるある詐欺だと思います。これは取り下げべきだと思います。議会もこのような誤りの説明に基づいた予算案を追認することはあってはならないと思います。以上です。

**○門脇委員長** 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより、6件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第117号から議案第121号までの5件の議案を、一括して採決いたします。5件の議案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、5件の議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号、令和3年度米子市一般会計補正予算補正第10回を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立…安達委員、伊藤委員、稲田委員、今城委員、岩崎委員、遠藤委員、岡田委員、奥岩委員、尾沢委員、田村委員、戸田委員、中田委員、前原委員、三鴨委員、森谷委員、安田委員、矢田貝委員、渡辺委員〕

**○門脇委員長** 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会を閉会いたします。

**午前10時20分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員長 門 脇 一 男